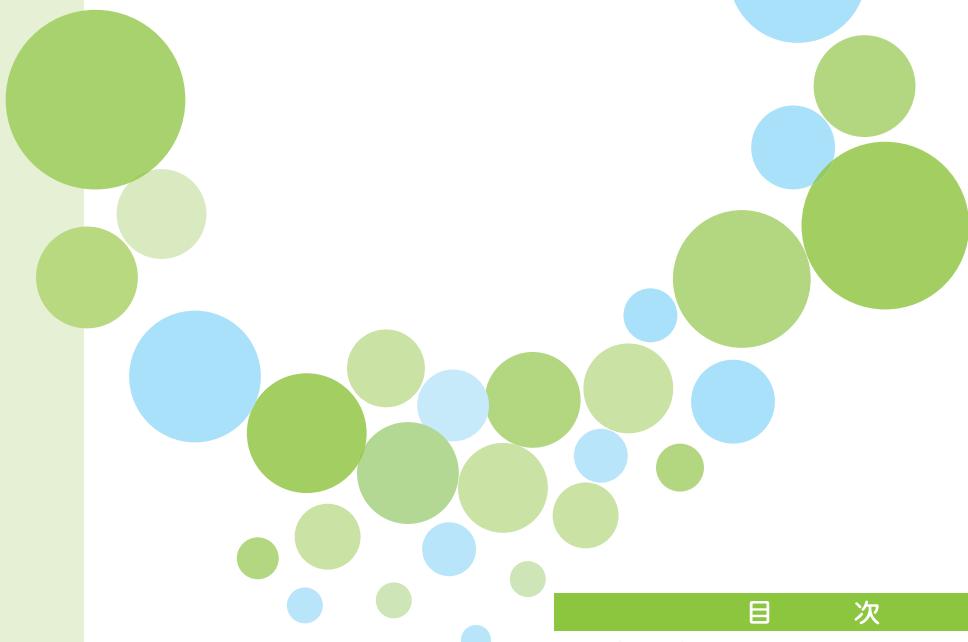


# 男女共同参画社会の実現をめざす

## 第3次富田林市男女共同参画計画

「**ウイズアップ、  
アート**」



### 目 次

●男女共同参画社会とは	1
●計画策定の趣旨（目的）	1
●計画の基本的な考え方と概要	1
●重点目標と施策体系	3
1 女性の活躍に向けた環境づくりの推進	3
2 政策・方針決定過程等における女性の活躍支援	4
3 男女が安心して暮らせるまちづくりの推進	4
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	5
5 男女共同参画のための意識啓発の推進	5
●計画の推進	6

# 1 男女共同参画社会とは

すべての男女が、互いに人権を尊重し、ともに責任を担い、性別にかかわりなく、自分の意思であらゆる場に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。



## 2 計画策定の趣旨（目的）

少子高齢化が急速に進行し、人口減少が進むなか、地域社会・経済活動などあらゆる分野での女性の活躍が今まで以上に期待されています。本市においても男女共同参画社会の形成をさらに進展させ、家庭、職場、地域などのさまざまな場で、性別にかかわりなく、誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できるまちをめざしていく必要があります。

これまでの成果、課題などを踏まえ、社会状況の変化や新たな課題等に対応し、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」がめざす、男性も女性も、すべての人が共に生きやすい社会の実現にむけた取り組みをさらに推進するため「第3次富田林市男女共同参画計画」を策定します。

## 3 計画の基本的な考え方と概要

### （1）計画の位置づけ

- 「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」第7条に基づく、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める、「市町村基本計画」の内容を含む計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める、「市町村推進計画」の内容を含む計画です。
- 富田林市総合ビジョンをはじめ、他の関連計画等とも整合性を持たせた計画です。



### （2）計画期間

本計画の期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度の10年間とします。なお、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



### (3) 基本理念

「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」に定める 6 つの基本理念を、本計画の基本理念として、男女共同参画を推進します。

#### 1. 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、その能力を発揮できるようになります。

#### 2. 社会制度や慣習についての配慮

性別で役割分担を決めてしまうような社会制度を見直し、個人が自由な選択ができるようにします。

#### 3. 政策・方針決定等への男女共同参画

政策や方針の立案や決定をするとき、男女が共に対等に参画できるようにします。

#### 4. 家庭生活及び社会生活への参画

男女がお互いに理解協力しあい、家庭生活と社会生活に対等に参画できるようにします。

#### 5. 健康への配慮

男女がお互いの身体的特徴について理解しあい、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮します。

#### 6. 国際社会の取り組みを考慮

国際的な動きを理解して、男女共同参画の推進に取り組みます。

### (4) 強調する視点

強調する視点とは、基本理念と並んで、本計画における全ての目標や施策の方向性において、前提となる共通の考え方を示しています。

#### 1. 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。

社会を構成するすべての人が、社会のあらゆる分野に主体的に参画するという認識を持てるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革に取り組みます。

#### 2. 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の推進

活力ある社会を維持、創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている中では、女性の意見が政策方針決定過程の場で反映されているとは言い難い状況があります。

あらゆる分野で、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の参画を積極的に推進します。

##### ※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要です。

## 重点目標 1 女性の活躍に向けた環境づくりの推進



女性活躍推進法が成立し、働く場における女性の活躍が今後ますます進展することが見込まれる中、本市においても、経済活動や地域活動において、「女性の力」が発揮できる機会が数多く開かれるよう、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方を見直し、男性の家庭や地域への主体的、積極的な参加を促すなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、男性も女性もが働きやすい環境づくりを推進します。

### （主要施策 1）

働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

- 施策① 職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進
- 施策② 事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ
- 施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進

### （主要施策 2）

子育て支援の充実

- 施策④ 子育てのための支援体制の充実
- 施策⑤ 地域における子育て支援の充実



### （主要施策 3）

介護者支援の充実

- 施策⑥ 家族介護者への支援の充実



### （主要施策 4）

女性の職業生活における活躍支援

- 施策⑦ 市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進
- 施策⑧ 事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援

※リプロダクティブ・ヘルス／ライフ

性と生殖に関する健康と権利のこと。平成 6（1994）年の国際人口 / 開発会議で国際的に承認を得た考え方で、人権の重要な一つとして認識されています。すべてのカップルと個人が、生涯を通じて、身体的、精神的、社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どのくらいの間隔で産むかなどについて、責任をもって自由に選択し、自ら決定できる権利が含まれます。

## 重点目標 2 政策・方針決定過程等における女性の活躍支援

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、さらに女性が個性と能力を発揮した活躍ができるよう、女性自らの力を高めることにつながる学習の機会を提供するなど、女性自身の主体性と参画意欲の向上を図ります。

### (主要施策5) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 施策⑨ 審議会等への女性登用の推進  
施策⑩ 事業所での女性登用の促進



### (主要施策6) 女性の人材育成

- 施策⑪ 女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援  
施策⑫ 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり

## 重点目標 3 男女が安心して暮らせるまちづくりの推進

男女が主体的に健康管理を行えるよう、それぞれの身体的特性や性差を考慮した健康支援に努めます。特に、女性には、妊娠や出産をする可能性もあるなど、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意のうえ取り組みを進めます。

さまざまな困難や不安を抱える人たちが、自立して充実した生活を送ることができるよう、状況に応じた支援体制の整備とともに、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合うことができる環境づくりに努めます。

### (主要施策7) 性の尊重と母性保護の促進

- 施策⑬ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*の普及・啓発の推進  
施策⑭ 母子保健の充実

### (主要施策8) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

- 施策⑮ ライフステージに応じた健康づくりの促進



### (主要施策9) さまざまな困難を抱える人への支援

- 施策⑯ 高齢者や障がい者（児）への支援  
施策⑰ 複雑・多様化する生活課題等に対する支援  
施策⑱ ひとり親家庭への支援

## 重点目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、互いの人権を尊重とともに、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視をするといった精神的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力、交友関係を監視するといった社会的暴力や、性的暴力も、暴力であることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会づくりに努めます。

### (主要施策10) 女性に対する あらゆる暴力 の防止と根絶

- 施策⑯ あらゆる暴力を許さない意識づくり
- 施策⑰ 女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり

### (主要施策11) 配偶者等から の暴力の防止 及び被害者の 保護等の推進

- 施策㉑ 配偶者等からの暴力の防止対策の推進
- 施策㉒ 関係機関の連携による体制の充実

## 重点目標5 男女共同参画のための意識啓発の推進

男女がそれぞれの個性と能力を十分に發揮し、自らの意思によってあらゆる分野への参画を進めていくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、自ら行動することが大切です。そのため、家庭、地域、学校等のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識をなくし、多様性が尊重されるよう、男女共同参画意識の醸成を図ります。

### (主要施策12) 社会制度・慣行 の見直しと意識 啓発の推進

- 施策㉓ 男女共同参画に関する情報提供の推進
- 施策㉔ 家庭生活における男女共同参画の促進
- 施策㉕ 地域における男女共同参画の促進

### (主要施策13) 男女共同参画 の教育・学習 の推進

- 施策㉖ 学校園における男女平等教育の推進
- 施策㉗ 男女共同参画の学習の推進
- 施策㉘ 性的マイノリティ\*についての理解促進

#### \*性的マイノリティ

同性愛者、バイセクシュアル（恋愛、性愛の対象が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人）、トランスジェンダー（性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人）、インターフェックス（先天的に身体上の性別が不明確な人）などの人々の総称のことをいいます。

## (1) 庁内推進体制の強化

- 「富田林市男女共同参画施策推進本部」を中心に、関係部局間の連携を強化し、施策の着実な推進を図ります。
- 市職員全体が男女共同参画の視点をもつて事業実施できるよう努めます。



## (2) 市民、事業者、教育関係者、関係機関との連携による推進

- 男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市全体が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」での、市、市民、事業者、教育関係者、それぞれの役割の周知を図ります。

- 本計画の推進にあたっては、国、大阪府や他の自治体、市民、事業者、教育関係者、関係機関と相互連携を図ります。また、これまで連携が少なかった分野での積極的な連携に努めます。
- 男女共同参画に関する市民活動グループ間の交流や活動支援事業を行う、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センター・ウィズの活性化を図ります。

## (3) 施策の進行管理

- 毎年、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」において、施策の実施状況、進捗状況を報告し、その内容について審議を行い、次年度以降の施策の推進に反映させるよう努めます。
- 施策の進捗確認の参考とするため、重点目標ごとに数値による指標を設定します。



「ウィズプラン（With Plan）」には、  
「女性と男性が一緒にになって、男女共同参画社会の  
実現をめざす」という意味が込められています。

## 第3次富田林市男女共同参画計画 ～ウィズプラン～【概要版】

### 平成29（2017）年3月

---

編集・発行 富田林市 市民人権部 人権政策課  
〒584-8511 富田林市常盤町1-1  
電話：0721-25-1000  
FAX：0721-25-9037